

堺市公報 第258号	令和5年3月17日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<b>&lt;規則&gt;</b>	
○堺市国民健康保険高額療養費資金貸付規則を廃止する規則 【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】	2
○堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則 【健康福祉局健康部健康医療政策課】	2
<b>&lt;告示&gt;</b>	
○道路法に基づく市道の区域決定及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	3
○本市の公金の収納及び支払事務等を行わせるための金融機関等の指定について 【会計室出納課】	6
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について 【市長公室広報戦略部広報課】	6
○堺市立こどもリハビリテーションセンターの利用料金について 【健康福祉局障害福祉部障害支援課】	7
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について 【産業振興局産業戦略部地域産業課】	8
○堺市営住宅の駐車場に係る利用料金について 【建築都市局住宅部住宅管理課】	9
○建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	9
○建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	10
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	10

○都市計画法に基づく工事の完了について  
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 11

<上下水道局告示>

○堺市上下水道事業の公金の収納及び支払事務等を行わせるための金融機関の指定  
について  
【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…………… 12

○公共下水道の供用開始及び下水の処理開始について  
【上下水道局下水道管路部下水道管路課】…………… 12

<人事委員会規則>

○堺市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則  
【人事委員会事務局】…………… 13

**規 則**

堺市国民健康保険高額療養費資金貸付規則を廃止する規則を公布する。

令和5年3月17日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第8号

堺市国民健康保険高額療養費資金貸付規則を廃止する規則

堺市国民健康保険高額療養費資金貸付規則（昭和53年規則第29号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月17日

堺市長 永 藤 英 機

## 堺市規則第9号

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則（平成24年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び行政コスト計算書」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 堺市告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

市道路線区域決定調書

| 整理<br>番号 | 路線名        | 起<br>終<br>点                          | 敷地の           |        | 備考 |
|----------|------------|--------------------------------------|---------------|--------|----|
|          |            |                                      | 幅員m           | 延長m    |    |
| マ217     | 松屋大和川緑町5号線 | 堺区松屋大和川通2丁31番3地先<br>堺区緑町3丁125番地先     | 11.00         | 317.18 |    |
| マ218     | 松屋大和川緑町6号線 | 堺区松屋大和川通2丁27番5地先<br>堺区緑町2丁63番1地先     | 5.82<br>7.64  | 317.73 |    |
| マ219     | 松屋18号線     | 堺区松屋町1丁22番3地先<br>堺区松屋町2丁30番3地先       | 8.00<br>10.00 | 323.06 |    |
| シ885     | 南島海山2号線    | 堺区南島町5丁162番地先<br>堺区海山町5丁176番6地先      | 8.00          | 936.15 |    |
| ハ597     | 金岡324号線    | 北区金岡町2362番5地先<br>北区金岡町2362番1地先       | 4.70          | 26.51  |    |
| ハ287     | 土塔212号線    | 中区土塔町2313番20地先<br>中区土塔町2313番15地先     | 4.70          | 45.65  |    |
| ハ1061    | 土師224号線    | 中区土師町2丁982番19地先<br>中区土師町2丁982番13地先   | 5.70          | 63.80  |    |
| ハ1062    | 土師225号線    | 中区土師町5丁339番5地先<br>中区土師町5丁339番10地先    | 5.00          | 34.95  |    |
| 7701     | 深井北55号線    | 中区深井北町709番5地先<br>中区深井北町709番1地先       | 4.70          | 30.44  |    |
| ウ236     | 上野芝86号線    | 西区上野芝町6丁187番15地先<br>西区上野芝町6丁187番17地先 | 6.70          | 115.68 |    |
| ウ736     | 鳳南69号線     | 西区鳳南町3丁179番1地先<br>西区鳳南町3丁179番3地先     | 4.70          | 34.17  |    |
| ハ596     | 上85号線      | 西区上608番18地先<br>西区上608番28地先           | 6.70          | 125.34 |    |
| エ969     | 菱木241号線    | 西区菱木1丁2248番17地先<br>西区菱木1丁2248番20地先   | 4.70          | 20.95  |    |
| キ463     | 北余部90号線    | 美原区北余部254番1地先<br>美原区北余部248番4地先       | 6.70          | 162.47 |    |
| キ464     | 北余部91号線    | 美原区北余部326番24地先<br>美原区北余部326番16地先     | 5.70          | 29.31  |    |



堺市告示第82号

本市の公金の収納及び支払事務等を行わせるための金融機関等の指定について（昭和39年告示第23号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月17日

堺市長 永 藤 英 機

本則中「地方自治法施行令」の次に「（昭和22年政令第16号）」を加える。

2 指定代理金融機関の項中「三井住友信託銀行 株式会社」を削る。

公 告

堺市公告第210号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月17日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
「広報さかい」企画制作業務 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
市長公室広報戦略部広報課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日

令和5年2月17日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エトレ

代表取締役 呉羽 伊知郎

大阪府大阪市中央区平野町2丁目1-14 KDX北浜ビル6階

5 落札金額

¥27,522,000-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 総合評価一般競争入札の公告を行った日

令和4年12月7日

~~~~~

堺市公告第211号

堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）第16条第2項の規定に基づき、堺市立こどもリハビリテーションセンターの利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 第1つばみ園、第2つばみ園、第1もず園及び第2もず園の使用料

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を受けたものについては、同条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- ・法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を受けたものについては、同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を受けたものについては、同項

に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

2 つぼみ診療所及びもず診療所の診療料金

- ・診療料金については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額
- ・法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童については、同条第2項の定めるところにより算定した額

~~~~~

堺市公告第212号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和5年3月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井ショッピングパーク ららぽーと堺  
堺市美原区黒山22番1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三井不動産株式会社  
代表取締役 菰田 正信  
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地



(変更前) 名 称 (仮称) 堺市美原区黒山東計画

所在地 堺市美原区黒山22番1ほか

(変更後) 名 称 三井ショッピングパーク ららぽーと堺

所在地 堺市美原区黒山22番1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

(1)(2) 令和4年11月8日

5 届出年月日

令和5年3月2日

堺市公告第213号

堺市営住宅条例(平成9年条例第30号)第51条の2第2項の規定に基づき、堺市営住宅の駐車場に係る利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月17日

堺市長 永 藤 英 機

| 駐車場の名称          | 駐車場利用料金(1台・1か月) |
|-----------------|-----------------|
|                 | 普通車区画           |
| 万崎住宅A・B・C・D棟駐車場 | 7,000円          |

※令和5年4月1日から適用

堺市公告第214号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和5年3月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和5年3月7日 第E-4号

2 対象区域 堺市北区新金岡町2丁3番2、6

~~~~~

堺市公告第215号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和5年3月17日

堺市長 永 藤 英 機

1 認定年月日及び認定番号 令和5年3月7日 第E-5号

2 対象区域 堺市北区新金岡町2丁3番2

3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
建築都市局開発調整部建築安全課

~~~~~

堺市公告第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月17日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市美原区菅生183番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市美原区菅生183番地6  
北野 裕之

~~~~~  
堺市公告第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月17日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市中区八田北町3番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市中区八田南之町416番地  
橋本 吉高

上下水道局告示

## 堺市上下水道局告示第2号

堺市上下水道事業の公金の収納及び支払事務等を行わせるための金融機関の指定（平成19年上下水道局告示第2号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月17日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 2 収納取扱金融機関の項中「三井住友信託銀行株式会社」を削る。

## 堺市上下水道局告示第3号

公共下水道の汚水に係る供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり公示する。

また、終末処理場による下水の処理を開始するので、同条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、令和5年3月17日から令和5年3月31日までの間、堺市上下水道局下水道管路部下水道管路課情報係において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 公共下水道の供用開始の公示

- (1) 供用を開始する年月日 令和5年3月31日

- (2) 供用を開始する区域

- ア 西 区 上の一部区域

- イ 中 区 土師町2丁の一部区域

- 西 区 山田1丁の一部区域

- 南 区 富蔵の一部区域

- ウ 東 区 引野町1丁の一部区域

- 北 区 野遠町、金岡町の各一部区域

美原区 黒山の一部区域

- (3) 供用を開始する排水施設の位置 堺市上下水道局下水道管路部備付けの図書のとおり
- (4) 供用を開始する排水施設の排除方法 分流式

## 2 下水の処理開始の公示

- (1) 下水の処理を開始する年月日 令和5年3月31日
- (2) 下水の処理を開始する区域 前記1(2)の区域
- (3) 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
  - ア 前記1(2)アの区域 位置 堺市西区石津西町22番地  
名称 石津水再生センター
  - イ 前記1(2)イの区域 位置 堺市中区八田西町1丁2番1号  
名称 泉北水再生センター
  - ウ 前記1(2)ウの区域 位置 松原市天見西7丁目265番地の1  
名称 今池水みらいセンター

## 人事委員会規則

堺市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月17日

堺市人事委員会  
委員長 酒井 貴子

堺市人事委員会規則第6号

### 堺市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の任用に関する規則（平成18年人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第43条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「もの」の次に「（前号に該当する場合を除く。）」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第41条第2号の職に係る臨時的任用で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教員、事務職員及

び技術職員の職に係るもの

第43条に次の1項を加える。

- 2 人事委員会は、必要があると認めるときは、前項の規定により承認があったものとみなされた臨時的任用の状況について任命権者に報告を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。